

聖籠町告示第70号

聖籠町特別融資制度推進会議設置要領の一部を改正する告示を次のように定める。

令和2年7月1日

聖籠町長 西脇 道夫

聖籠町特別融資制度推進会議設置要領の一部を改正する告示

聖籠町特別融資制度推進会議設置要領（平成20年聖籠町告示第35号）の一部を次のように改正する。

第4条第7項第1号中「1億5,000万円」を「3億円」に、「5億円」を「10億円」に改め、同号イ中「通知」の次に「。以下「設置要綱」という。」を加え、同条に次の1項を加える。

- 10 聖籠町以外の市町村を含んだ広域認定（基盤強化法第13条の2の規定に基づき、都道府県の知事又は農林水産大臣が行う農業経営改善計画の認定をいう。）の内容に関する協議等については、設置要綱第3の7の方針を基に、関係市町村（農業経営基盤強化促進法の基本要綱（平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局長通知）第5の4（1）の①に規定する関係市町村をいう。）と調整を行い、広域認定に係る農業者への円滑な融資に努めるものとする。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。